

原 安 第 7 2 9 号
平成 28 年 3 月 16 日

さよなら原発！佐賀連絡会
代表 豊島 耕一 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県知事への質問に対する回答について

平成 27 年 12 月 18 日付けで提出のあった「玄海原発再稼働についての要望質問書」について、別紙のとおり回答します。

2015年12月18日付け質問要請書への回答

知事または担当の責任者との質疑応答と意見交換の場を設けてくださるようお願いいたします。

(答)

- 原子力発電に関する県への質問については、ご質問への回答に正確を期すため、提出していただいた質問に対しては、文書での回答とさせていただきます。

I 玄海原発の再稼働について「県民的議論」を行ってください。

再稼働の問題については、私たち県民がエネルギー問題や地元の経済の問題も含めて、よく知ることが必要だと思います。賛成の人も反対の人もお互いの考えや意見をよく聞き、理解することです。そのためには冷静な議論が求められますが、問題を共有できれば、今後どうしたらよいかの道筋が見えてくるのではないのでしょうか。今、佐賀県に必要なことは、県民の再稼働に対しての是非の理解が深まるよう「県民的議論」の場を各地で設けることだと思います。ぜひ、県民的議論の場としての公開討論会を計画してくださるようお願いいたします。

2011年夏の玄海原発再稼働をめぐるっては、様々な問題を含みながらも県による「説明会」が開かれました。また、遡って2006年のプルサーマル導入問題では、九電、国、県主催の3回の公開討論会が行われ、その詳細が新聞で報道されました。県民の理解が深まる効果はあったと思われます。

関連して、「再稼働に関して、県民の意見を聞く方法」(知事就任会見要旨1月15日佐賀新聞)の具体化についてどのようにお考えでしょうか。

(答)

- 国は、原子力発電所の再稼働について、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、住民への理解活動の方法も含め、各地域と相談しながら、具体的な対応を考えていくとされています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会の審査がいつ終了するのか見通せない状況であり、審査後の手続きに係る対応については、審査が進んだ段階で、国の考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

Ⅱ「山口知事の原発問題の考え方についての質問要望書（8月7日）」への県知事回答（10月22日）について再質問と要望

1. 知事の「安全第一が原発問題に対する基本姿勢」について

A 前回の（1）の「安全性の確認」の意味を、例えば重大事故の発生確率がどれだけ以下かなど、具体的に答えて下さい。

（答）

- 原子力発電所の安全性の確認は、原子炉等規制法に基づく規制監督権限を有する原子力規制委員会による審査において行われるため、県としては玄海3、4号機の審査状況を注視しているところです。
- 県としては、国において審査を厳格に行っていただき、責任を持ってその審査結果を示していただくことが最も重要であると考えています。

1. 知事の「安全第一が原発問題に対する基本姿勢」について

B （2）の「安全」の意味についての質問に、例えば被ばく線量がどうかなど、的確に答えてください。

（答）

- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、その上で、国や事業者においては安全性向上のための不断の取組が必要だと考えています。
- また、前回ご回答したとおり、地域防災計画や避難計画などは、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものであり、万が一、原子力災害が発生した場合、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた対策をとることとしています。

1. 知事の「安全第一が原発問題に対する基本姿勢」について

C 規制委員会の審査は本当に「厳格な審査」と言えるものですか。日本の規制基準が、世界最高の規制基準（厳格な基準）であると県はお考えのようですが、世界最高水準であることの根拠を、例えばIAEAの5層の深層防護の考え方と比較して示してください。

（答）

- 規制基準の内容等については、それを策定した原子力規制委員会が説明すべきものと考えております。
- なお、原子力規制委員会は、規制基準について「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）などでの指摘を踏まえ、国際機関や諸外国の規制基準も確認しながら、我が国の自然条件の厳しさ等も考え合わせて、世界で最も厳しい水準の規制基準を策定しました。例えば、地震や地すべり

など様々な津波の発生要因を想定して過去最大を上回る津波高さを想定していること、全ての既存の発電所に例外なく新しい基準を適用することなどは、海外と比べても厳しい要求であると考えています。」と説明されています。

- 県としては、原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。

1. 知事の「安全第一が原発問題に対する基本姿勢」について

D 「審査結果については、原子力規制委員会が丁寧かつ十分な説明を行うべき」との回答ですが、規制委員会が県民に直接説明する機会を設けていただけますか。

(答)

- 国は、原子力発電所の再稼働について、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、住民への理解活動の方法も含め、各地域と相談しながら、具体的な対応を考えていくとされています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会の審査がいつ終了するのか見通せない状況であり、審査後の手続きに係る対応については、審査が進んだ段階で、国の考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。
- なお、国は、新規規制基準の適合性審査の結果等について、「説明責任はある。しっかり果たしたいと思っている。」と発言されており、県としては、まずは原子力規制委員会が説明責任を果たすためにどういったことをされるのか、引き続き注視していきます。

1. 知事の「安全第一が原発問題に対する基本姿勢」について

E 「住民への放射線の影響を最小限に抑える」(2ページ4行目)の最小限の被曝量とは、どのくらいの被曝量ですか。

(答)

- 前回の回答では、「原発事故が起きても県民は被曝することはない、または、年間被ばく許容線量1ミリシーベルトは守られるという意味でしょうか。」「放射能・放射線の健康影響(人体にとってどこまで安全なのか)についての県としての理解を公表してください。」とのご質問に対する回答の中で、県地域防災計画や避難計画といった基本となる計画が、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものであることをご説明したところです。
- 国の原子力災害対策指針では、指針の目的を「緊急事態における原子力施

設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとする」こととされ、放射線被ばくの防護措置の基本的考え方として、国際放射線防護委員会等の勧告にのっとり、「住民等の被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。」とされています。

2. 再稼働の必要性について

A 回答では「県民の生活安定や企業収益の圧迫を回避することによる雇用の安定といった県民の生活を守るという観点からも、より安価で安定的な電力供給が行われること」が必要だとして、経済などの観点が言われています。しかし玄海原発が再稼働した場合、規制審査に通っていても大事故が起こらない保証はありません。大事故が起こる確率さえ分からない状態で、再稼働のリスクと経済的メリットを天秤に乗せて判断することはできないと思われませんが、どのように判断されたのかを示してください。

(答)

- 前回お答えしましたように、エネルギー基本計画では、エネルギー政策において最も大切な点を、「エネルギー政策の要諦は、安全性 (Safety) を前提とした上で、エネルギーの安定供給 (Energy Security) を第一とし、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合 (Environment) を図るため、最大限の取組を行うことである。」とされており、いかなるエネルギー供給についても、安全性が前提とされていると考えています。
- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。

2. 再稼働の必要性について

B 回答では、原発をめぐる国のエネルギー政策を紹介され、原発を「重要なベースロード電源」と位置づける結論等に対して「…政府内での協議を重ねられた結果、そういった位置付けがなされたものと認識しています」とあります。その認識は県のどのような検証の結果でしょうか。

(答)

- 電力供給において、原子力発電をどのように位置付けるのかということを含め、我が国のエネルギー政策は、国が責任を持って決めていくべきことであるとと考えています。

- この考えに基づき、国が、エネルギー基本計画において原子力発電を安全性の確保を大前提として重要なベースロード電源と位置づけたことなどについては、総合資源エネルギー調査会における専門的知見からの議論や政府内での協議を重ねられた結果、そういった位置付けがなされたものと認識しているとお答えしたところです。

2. 再稼働の必要性について

C 同じくこの項目の回答で、「住民の理解が得られた場合」には原発再稼働は必要とありますが、「住民の理解」とは具体的に何を意味するのですか。玄海町や県議会の理解でしょうか。それとも県民全体の理解でしょうか。

後者の場合、県民の「理解が得られた」かどうかを、どのようにして確認されますか。例えば県民投票や公正な世論調査などを実施されますか。

(答)

- 原子力発電所の再稼働について、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、各地域と相談しながら、具体的な対応を考えていくとされています。
- 県としては、この原子力の問題については、国の責任というものをしっかりと果たしていただくということがとても大事だと思っており、審査後の進め方については、国が決めるべきだと考えています。
- 具体的に、どのような場合に「住民の理解」が得られたのかという判断についても、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認したうえで、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

3. 新規規制基準そのものの問題点及び審査の問題点

A この項目では、私たちの質問の意図がよく伝わらなかったようです。3(1)～(9)について知事がどのようにお考えかを、反論を含めてそれぞれに回答してください。

(答)

- 規制基準の内容等については、それを策定した原子力規制委員会が説明すべきものと考えております。
- 原子力規制委員会は、規制基準について「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）などでの指摘を踏まえ、国際機関や諸外国の規制基準も確認しながら、我が国の自然条件の厳しさ等も考え合わせて、世界で最も厳しい水準の規制基準を策定しました。例えば、地震や地すべりなど様々な津波の発生要因を想定して過去最大を上回る津波高さを想定してい

ること、全ての既存の発電所に例外なく新しい基準を適用することなどは、海外と比べても厳しい要求であると考えています。」と説明されています。

- 県としては、原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、現在、原子力規制委員会において、この基準に基づき審査が行われているところであり、県としては、その審査状況を注視しているところです。
- また、この審査の結果については、原子力規制委員会が丁寧かつ十分な説明を行うべきであると考えています。

4. 専門委員会の設置

A 「国の責任というものをしっかり果たしていただく」とありますが、仮に重大事故が起きた場合には、国が責任を取れる範囲に限界があることは福島の状態を見れば明らかです。

その場合は当然県の責任も問われます。このことをどのようにお考えですか。

(答)

- 「国が責任をとれる範囲に限界があることは福島の状態を見れば明らか」「その場合は当然県の責任も問われます」とのご指摘で告示しになっている内容は明確ではありませんが、前回ご回答したとおり、原子力発電所は、規制基準が求める安全性が確認されることが前提であり、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- また、国や事業者においては安全性向上のための不断の取組が必要だと考えており、県としてはそうした取組を注視するとともに、国や事業者の取組を厳しく求めていきたいと考えています。
- 原子力災害対策については、これまでも、福島第一原発における事故の教訓を踏まえ、国際的知見も参考に策定されている国の原子力災害対策指針に基づき、県地域防災計画のほか、関係市町の避難計画など、原子力災害対応の基本となる計画を策定してきており、万が一、原子力災害が発生した場合、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた対策をとることとしています。
- 実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応が重要と考えています。
- また、災害対策はこれで終わりということではなく、より良い地域防災計画

や避難計画となるよう不断に見直していきます。

4. 専門委員会の設置

B 規制委員会の審査結果を「しっかりと受け止めていきたい」とは、どういう意味ですか。県が専門委員会を設置するなどして独自に検証しなければ、「しっかりと受け止める」ことにはならないではありませんか。

(答)

- 原子力発電所の安全性については、「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」組織として設置された原子力規制委員会において、新規制基準に基づく適合性審査を厳格に行っていた上で、審査結果について、丁寧かつ十分な説明を行うべきであると考えています。
- 県としては、原子力規制委員会における玄海原子力発電所3、4号機の審査状況を注視しており、原子力規制委員会がその審査結果をまとめた際には、説明を聞くなど、国の考え方を確認したいと考えているところです。

4. 専門委員会の設置

C 東京電力は、福島原発の事故対応で原子炉等規制法第37条4項保安規定順守義務に違反し、「事故時運転操作手順書（徴候ベース、EOP）」から逸脱したために回避できたはずの2、3号機の炉心溶融が回避できなくなったと田辺文也氏（社会技術システム安全研究所）は指摘されています。これは放射能が大量に放出される過酷事故に関わる重要な問題ですが、政府は検証していませんので、県が専門委員会で検討する必要があるありませんか。

(答)

- 福島第一原子力発電所の事故の継続的な事故分析については、原子力規制委員会において、技術的な側面から継続し、必要な知見を安全規制に取り入れていくこととされています。
- そのため、原子力規制委員会における「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において、「各号機の事故前及び事故当時の状況を踏まえ、原子力規制委員会の継続的改善や今後の安全性向上策への反映しうる事項・技術的論点として検討が必要となる項目を抽出し、順次検討する。」こととなっております。

5. 避難計画について

(1) 「大破断 L O C A (冷却材喪失事故) + 全交流電源喪失 + E C C S (緊急炉心冷却装置) 注水失敗」の事態への対応

A 回答では、上記のような事態を防げるようになっていなければ「規制基準の適合審査を通る」はずはない、ということでした。しかし回答の最後には、「なお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性があることを意図的に仮定」するとありますので、やはりこの重大事故を想定して避難計画を作成するべきではありませんか。

この場合は、福島原発事故の放射能拡散とは異なり、放射能が短時間で大量に放出される可能性が大きいと思われまますので、より広範囲の避難計画が必要となります。

B 過酷事故は起こらないという前提ではなく過酷事故が防げない場合を想定して避難計画を作成することを、深層防護の考え方(各層が独立して対応する)は要求しているのではありませんか。

(答)

- 前回ご回答したとおり、九州電力が原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に提出した資料では、原子炉格納容器の損傷防止対策を説明するための重大事故シナリオとして、原子炉のトラブル(大破断 L O C A) から約 22 分で炉心溶融、約 1.4 時間で原子炉容器損傷という試算が示されていますが、このシナリオについても、新規制基準においては、平成 27 年 3 月 4 日付けで原子力規制庁が示した「U P Z 外の防護対策について」にあるように「原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外に放出されることを防止する対策が有効であることを確認する」となります。
- また、これも前回ご回答したとおり、原子力災害対策は、このような対策が講じられてもなお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性があることを意図的に仮定し、不測の事態にも対処できるよう検討するものです。
- 現在の国の指針や県の地域防災計画などはこのような考え方で定められており、予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性に対処できるよう検討されたものですので、万が一原子力災害が発生した場合には、これらを基本の計画として、実際の災害状況に応じた対策をとることとなります。

5. 避難計画について

(2) 高い放射線レベルでの救助

A 放射線量に応じて避難を必要とする場合でも「救助を行う」との回答ですが、P A Z (5 キロ圏内) で避難指示が出された場合でも救助活動は行われますか。

- B UPZ（30キロ圏内）等では20マイクロシーベルトを超えて500マイクロシーベルト以下であれば屋内退避して防護しなければならないとされていますが、救助に当たる人たちの被曝対策はどうなっていますか。
- C 救助に当たる人たちの被曝限度はいくらですか。

(答)

- 前回ご回答したとおり、原子力災害と同時に自然災害が発生した場合、原子力災害に伴う避難の支援と並行して、自然災害に伴い避難が必要な方の避難支援や、救助が必要な方の救助を実施することとなります。防災業務関係者の安全確保は十分徹底したうえで、関係機関と連携して、全力を挙げて救助に当たります。このことは、PAZであってもUPZであっても同様です。
- 内閣府が開催した「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」において、平成27年10月26日に開催された第4回検討会の資料によりますと、福島第一原発における原子力災害の際も、警察、消防、自衛隊といった機関が、原子力災害に伴う避難支援などと併せて、地震・津波災害に伴う行方不明者の捜索、倒壊家屋等からの救助活動等を実施されています。
- 同資料によれば、一例として福島第一原子力発電所の事故に伴うオフサイトでの活動に当たって自衛隊において指示があった防護措置は、
 - ・ タイベックスーツ等の放射線防護服、全面マスク、ガラスバッジを着用、サーベイメータを持参し、一部高線量被ばくが疑われた者については、作業後のホールボディカウンタによる内部被ばくの測定を実施
 - ・ 累積被ばく上限を50ミリシーベルトとし、30ミリシーベルトを超える恐れのある場合は帰還することとしたとされ、活動の結果として、
 - ・ 今回分析対象とした方々のうち、自衛隊員の約6割は、当該期間の累積被ばく線量が1ミリシーベルト未満。2ミリシーベルト未満は約8割
 - ・ また、1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満の者は約3割強、5ミリシーベルト以上の者は約5%
 - ・ オフサイト作業員について平成23年末までの最大累積被ばく線量は10.8ミリシーベルトと分析されています。
- 防災業務関係者の防護措置については、国の原子力災害対策指針では、「防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。」とされています。
- また、被ばく線量限度について、現場で救助に当たる自衛隊員や消防職員については、原子炉の運転などの業務に従事する放射線業務従事者と同じく、事故等の緊急作業では実効線量で100ミリシーベルトとされ、その中でも自衛隊員については、原子力緊急事態などの場合については実効線量で250ミリシーベルトとされています。

5. 避難計画について

(3) 佐賀県独自のシミュレーション

A 回答では、拡散予測の「精度や信頼性には限界」があることを理由に、県独自の試算は行わないとのことですが、限界があるのは自明のことで、これはシミュレーションのそもそもの科学的意義を否定するものではありませんか。あらためて実施をお願いします。

(答)

- 前回ご回答したとおり、事故を想定して放射性物質の拡散状況を予測する場合、条件設定が異なれば結果も異なってくることから、その精度や信頼性には限界があり、必ずしもこれに基づいて対策を計画するということにはならないと考えられます。
- このため、前回の回答の繰り返しとなりますが、事故時の放射性物質の拡散状況について、本県において独自に試算を行うことは考えていません。

(参考：前回の回答)

【質問】兵庫県は福井県の4原発で福島原発事故と同様の事故が起きた場合の同県への放射能拡散予測を2013年4月25日に発表し、50キロ離れた篠山市でも1歳児の甲状腺被曝線量が7日間で、安定ヨウ素剤の服用が必要となる国際基準(50ミリシーベルト)の3倍を超えた、としています。

岐阜県は2012年、敦賀原発事故を想定した放射性物質の拡散予測を独自に実施し(最も広範に外部被曝の影響が出るケースでは、年間最大110ミリシーベルト)、今回、年間の外部被曝実効線量が20ミリシーベルトを超えるUPZ外(30キロ圏外)の地域の避難のシミュレーション結果を7月6日、発表しています。

この2県のシミュレーションでは30キロ圏外でも健康被害が心配される数値が出ていますので、佐賀県も独自にシミュレーションを行って、UPZ外の避難やヨウ素剤の服用についても検証すべきではないでしょうか。

(答)

- 事故を想定して放射性物質の拡散状況を予測する場合、放出量・放出継続時間やその時の風向き・風速・降水状況など、様々な仮定を置いて予測を行うことになり、これらの条件設定が異なれば結果も異なってくることから、その精度や信頼性には限界があり、必ずしもこれに基づいて対策を計画するということにはならないと考えられます。
- このため、事故時の放射性物質の拡散状況について、本県において独自に試算を行うことは考えていません。
- なお、県の地域防災計画では、万が一原子力災害が発生した場合、UPZ外(30キロ圏外)においても、放射性物質が環境へ放出された場合に

は、緊急時モニタリングによる測定結果から、必要に応じて防護措置を実施することとしています。

- 具体的には、国の原子力災害対策指針の考え方にに基づき、専門的知見を有する原子力規制委員会が施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて必要性を判断し、屋内退避を行うとともに、UPZ（5～30キロ圏）と同様、毎時20マイクロシーベルトを超える地域では1週間以内に、毎時500マイクロシーベルトを超える地域では1日以内に避難することとなります。

5. 避難計画について

(3) 佐賀県独自のシミュレーション

B 30キロ圏外の緊急時モニタリングが、どのように行われるのか示してください。また、20マイクロシーベルトを超えた場合に実施される避難先の連絡方法等の防護措置を示してください。

(答)

- 30キロ圏外の緊急時モニタリングについては、平成27年3月4日に原子力規制庁が示した「UPZ外の防護対策について」の中で、「国は、重点区域外について走行サーベイや航空機モニタリング等を必要に応じて実施して速やかに空間放射線量率を測定することができる体制をあらかじめ用意する必要がある。」とされています。
- これを受け、平成27年8月26日に原子力規制庁が示した「緊急時モニタリングについて」では、「モニタリングについては、敷地内や敷地境界などの情報を把握することに加え、UPZ圏内のモニタリング体制を整備し、それらの観測装置を用いて放射性プルームの流跡の概要を把握するほか、拡張された防護範囲においてこの通過の判断に資する情報を収集する必要がある。UPZ圏外については常設されている観測装置が限られているため、走行モニタリングや航空機モニタリング等の機動的なモニタリング手法を用い、情報を収集することを基本とする。原子力事業者は、これらの活動に協力する。」とされています。
- また、県では、30キロ圏外にも可搬型モニタリングポストを配備し、万が一の原子力災害時には県内全域のモニタリングを実施することとしています。
- 30キロ圏外において毎時20マイクロシーベルトを超える空間放射線量となる地域が確認され、避難が必要となった場合には、30キロ圏内と同様、1週間以内に避難を実施することとなります。
- 福島の事例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を、避難先として活用可能ですので、こうした施設を活用するとともに、県内で避難先が不足する場合には、他県との調整も行うことなど、県において関係

の市町、他県、国などの関係機関と調整を行い、避難先を確保することとなります。

- 万が一の原子力災害時には、県内の各市町はそれぞれの計画に基づいて住民への情報提供を行われますので、避難が必要となった場合についても、同様に周知を行われます。

5. 避難計画について

(3) 佐賀県独自のシミュレーション

C 30キロ圏外の要援護者、入院患者や福祉施設入所者の避難は、名簿、避難手段、避難先等どのように準備されていますか。

(答)

- 原子力災害対策に限らず、災害一般への対策として、県内の各市町は、避難行動要支援者などの把握に努めておられますので、30キロ圏外の地域で避難が必要となった場合には、こうした情報を活用して必要な防護措置を行います。
- 避難手段については、30キロ圏内において避難が必要となった場合と同様、自家用車や各施設が自ら確保される車両による避難を原則とし、可能な範囲で乗り合わせをしていただきたいと思います。
- 自家用車等での避難が困難な方については、市町が所有する車両のほか、市町の要請に基づき県が県バス・タクシー協会や自衛隊などに支援を要請して確保する車両によって避難していただくこととなります。
- 避難先については、Bのご質問への回答のとおり、県において確保することとなります。

5. 避難計画について

(3) 佐賀県独自のシミュレーション

D 回答に「屋内退避を行う」とありますが、屋内退避をすることで被曝量(外部被曝、内部被曝とも)どのくらい減らせますか。

(答)

- 原子力規制委員会の「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」第8回会合の資料によれば、屋内退避の効果は、
 - ・ 放射性プルームからのガンマ線等の影響に対する遮蔽効果は、木造家屋で10%、石造りの建物で40%低減
 - ・ 周辺環境中の沈着核種からのガンマ線等の影響に対する遮蔽効果は、木造家屋で60%、石造りの建物で80%低減
 - ・ 放射性プルーム中の放射性物質を呼吸により摂取する影響に対する密封効果は、木造家屋で75%、石造りの建物で95%低減との参考値が示されています。

5. 避難計画について

(4) 県の環境放射線モニタリングシステムを佐賀県全域を網羅したリアルタイム表示に、との要望に対して、緊急時ではリアルタイム表示する予定だが、平常時は発電所近傍の固定型モニタリングポストのみ、との回答でした。しかし、30キロ圏外の地域でも、事故が起こった場合、各地の線量を知ることは住民の安全を守るために、また冷静な行動のために必要です。

川内、伊方、島根原発等の事故でもホットスポットになる可能性があります。

A したがって県全域を網羅した常時のリアルタイム表示が必要ではありませんか。

(答)

- 県では、30キロ圏内に設置している固定型モニタリングポスト26台のほか、前回ご回答したとおり、県内全域に可搬型モニタリングポスト38台を整備しています。
- ご質問は、事故が起こった場合に各地の線量を知ることが必要、とのご趣旨ですが、前回ご回答したとおり、県では、測定データを県から国へ伝送するシステムを整備済みであり、玄海原子力発電所での事故のような緊急時においては、国が、佐賀県の測定データと福岡県、長崎県の測定データとを一括して原子力規制委員会のホームページにリアルタイム表示することとなっています。

5. 避難計画について

(4) <略>

B 福井県では、空間線量を測定するモニタリングポストを30キロ圏内の全小学校区に設置する計画（9月25日福井新聞）ですが、佐賀県では同様の計画はありますか。

(答)

- 県では、避難等の防護措置に関する実施判断の単位としての区域ごとに、1カ所以上の空間放射線量の測定装置を配置することとしており、追加で配置が必要な区域については、平成28年3月までに簡易型電子線量計を配置する予定です。

5. 避難計画について

(4) <略>

C 県のモニタリングポストには低線量用と高線量用があると思われませんが、それぞれの測定可能範囲を教えてください。また、県のモニタリングポストの低線量用と高線量用の配置を分けて示してください。

(答)

- 低線量用の検出器の測定範囲は、BG（バックグラウンド）～10 μ Gy/hです。
- 高線量用の検出器の測定範囲は、BG（バックグラウンド）～100mGy/hです。
- モニタリングポストの配置分けは下表のとおりです。

局名	住所	低線量	高線量
今村局	東松浦郡玄海町大字今村字太田 4476	○	○
平尾局	東松浦郡玄海町大字平尾 753-1	○	○
串局	唐津市鎮西町串 345-3 及び 345-4	○	○
先部局	唐津市鎮西町名護屋 4643-1	○	○
外津浦局	東松浦郡玄海町大字今村字外津 4735-1	○	○
京泊先局	唐津市肥前町納所戊 277	○	○
屋形石局	唐津市屋形石字大立 537-1(上場揚水場ファームポンド敷地内)		○
大良局	唐津市大良 526 番地 1(大良小中学校敷地内)		○
諸浦局	東松浦郡玄海町大字諸浦字西ノ谷 106-3		○
入野局	唐津市肥前町入野宮久保丙 565-4		○
寺浦局	唐津市肥前町寺浦太田 511-1		○
名護屋局	唐津市鎮西町名護屋 444 番地		○
石室局	唐津市鎮西町石室 1310 番地 1		○
加倉局	唐津市鎮西町加倉 名護屋城博物館出土品収蔵庫（旧上場普及所）		○
呼子局	唐津市呼子町呼子 3646 番地 6		○
馬渡島局	唐津市鎮西町馬渡島 1926 番地 50		○
加唐島局	唐津市鎮西町加唐島 25 番地		○
向島局	唐津市肥前町向島 209 番 3(漁港再開発施設用地)		○
小川島局	唐津市呼子町小川島 841(小川小中学校)		○
二夕子局	唐津市二夕子 3-1-5(唐津総合庁舎)		○
山本局	唐津市山本 788 番 12 (唐津特別支援学校)		○
田野局	唐津市肥前町田野甲 1287-10 (肥前町福祉センター)		○

局名	住所	低線量	高線量
相知局	唐津市相知町相知字和田 2530-12 (天徳の丘運動公園下)		○
波多津局	伊万里市波多津町筒井 11 番地 (波多津東幼稚園)		○
松浦局	伊万里市松浦町提川 200 番地 (東陵中学校)		○
立花局	伊万里市立花町 1355 番地 3 (伊万里・有田消防本部)		○

5. 避難計画について

(5) 避難時のSPEED Iの利用について

A 防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について (平成27年7月22日)」によって、関係自治体の依頼に基づき、SPEED Iを避難計画に利用できるように変わったのではありませんか。

(答)

- 平成27年7月22日に原子力規制庁や内閣府政策統括官(原子力防災担当)が示した「防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について」では、「関係自治体に取り組む地域防災計画の具体化・充実化を支援するため、原子力規制委員会及び内閣府は、関係自治体の依頼に基づき、その目的に応じた適切な大気中放射性物質拡散計算の実施及び利用が図られるよう、JAEA安全研究・防災支援部門が有する専門的知見・能力を活用していく。」とされ、SPEED Iに限定したものではありませんが、大気中放射性物質拡散計算を活用して地域防災計画の充実化の支援を行う方針を示されています。
- 一方で、同資料にも示されているとおり、前回ご回答した「緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEED Iによる計算結果は使用しない」との方針は、変わっていません。

(参考：前回の回答)

【質問】「防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について (平成27年7月22日) 原子力規制庁・内閣府政策統括官(原子力防災担当)」によって、関係自治体の依頼に基づき、SPEED Iを避難計画に利用できるように変わりました。

国にSPEED Iを県が避難に活用できるように依頼してください。

被曝を避けるためには早期の避難が必要です。実測値を使った判断では被曝は避けられないので、SPEED Iを使った拡散予測を活用することが不可欠です。しかし、SPEED Iでも、あらかじめ正確に予測することができない(「SPEED I等の予測手法の利用について」平成27年7月原子力規制庁)のであれば、全県民が被ばくしないですむ方法を考えてください。

福島原発事故では、原子力安全・保安院は2011年3月11日から16日にかけてSPEEDIを使って計45回放射性物質の拡散状況を予測しています。12日午前3時53分に、「12日正午にベントを開始」の場合は放射性物質が浪江町や飯舘村のある北西方向へ、かなり広範囲にまき散らされることを予想しています。もしこの情報が生かされていれば、多くの住民の被ばくが避けられ、または大幅に軽減されたはずです。

(答)

- 原子力規制委員会は平成26年10月8日の委員会で、「原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない」という方針を示しましたが、この理由は、「福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の（放射性物質の）放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるもの」とされています。
- 福島の事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、現在の原子力災害対策指針では、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として、SPEEDIによる放射線量の予測ではなく、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断することとしており、県の地域防災計画においても、同様の考え方で防護措置を判断することとしています。

5. 避難計画について

(5) 避難時のSPEEDIの利用について

B 回答では、SPEEDIによる放射線量の予測ではなく、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断する」とありますが、線量が「実測」されるときは多少なりとも住民は被ばくしていることとなります。なぜそれが「放射線の影響を最小限に抑える」ことになるのですか。

(答)

- 前回ご回答したとおり、原子力規制委員会が「緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない」という方針を示した理由は、「福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の（放射性物質の）放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるもの」と、予測に基づいて避難を行うことはかえって被ばくのリスクを高めかねない、と

の考え方を示されています。

- このことについては、Aのご質問への回答でも触れている「防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について」においても、同様に示されています。

5. 避難計画について

(6) 広域避難のデータベースシステム

A 「地域防災計画や市町の避難計画など、基本となる計画は策定済み」とのことですが、旧佐賀市の範囲が福島原発事故の飯館村のように放射能汚染された場合を例に、対策をできるだけ具体的に説明してください。

(答)

- 30キロ圏外において避難が必要な地域が生じた場合の対応については、(3) Bのご質問でもお答えしたとおりです。
- ご質問の「旧佐賀市の範囲が飯館村のように放射能汚染された場合」についても、ご質問では必ずしもその状況は明確ではありませんが、このような考え方にに基づき、原子力災害が発生した場合、基本となる計画に沿って、実際の災害の状況に応じた対策をとることとなります。

5. 避難計画について

(7) 安定ヨウ素剤の配布

「5キロ圏外においては、避難等の防護措置と併せて緊急時配布で対応」、また30キロ圏外では「プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合」でも「安定ヨウ素剤の服用は求めない」との回答ですが、前者では放射線の増加が「測定」されてからの措置であり、後者では「プルーム（放射能の雲のかたまり）通過」があっても文字通り服用がないので放射性ヨウ素を甲状腺にそのまま吸収することになります。これでは安定ヨウ素剤はプルームが来る前に服用して予防を計る目的を果たせません

A 安定ヨウ素剤はプルーム（放射能の雲のかたまり）が来る前に服用しなければ、効果はほとんどないのではありませんか。

(答)

- プルーム通過に対する防護措置としては「安定ヨウ素剤の服用」ではなく、「屋内退避」が重要です。
- 「安定ヨウ素剤の服用」は、あくまで放射性ヨウ素を吸引した後の体への影響を防ぐものであり、プルームからの放射線による外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の放射性物質を体内に取り込んでしまった場合の内部被ばくに対しては全く効果がありません。
- 「屋内退避」により建物の中に留まることで、プルームからの放射線による外部被ばくを防ぎ、また、建物内に外気を取り込まないようにすることで、放射性物質を吸引等により体内に取り込まないようにする必要があります。

- なお、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素を体内に取り込んだ後であっても、2時間以内の服用であれば80%程度、8時間以内であれば40%程度の軽減効果があるとされています。

5. 避難計画について

(7) 安定ヨウ素剤の配布

B 5～30キロ圏内は事前配布をしないという意味の回答ですが、事前配布をしていなければ服用がプルーム飛来間に合わない人が出るのではありませんか。

(答)

- Aで回答のとおり、プルーム通過に対する防護措置としては「屋内退避」が重要です。
- 5～30キロ圏内のUPZにおいて、安定ヨウ素剤の服用指示は、原子力規制委員会の判断の下、避難指示と併せて発出されます。避難指示が出されるのは、プルーム通過前やプルーム通過による線量の上昇が確認された直後ではなく、プルーム通過後1日たっても継続して線量が基準値以上にとどまり、その地域に放射性物質が沈着してしまったと判断される場合です。
- 安定ヨウ素剤の服用は、避難途中に万一新たなプルームの発生があった場合の影響を防ぐために避難とあわせて予防的に実施する副次的な防護措置であるため、避難の際に緊急配布を実施することで、適切に服用してもらうことができます。

5. 避難計画について

(7) 安定ヨウ素剤の配布

C 30キロ圏外のプルームに対する防護措置については「安定ヨウ素剤の服用を求めない」（30キロ圏外は服用はない）との国の考えを県は認めているようです。これは「30キロ圏外ではプルームが飛来しても甲状腺がんは発症しないあるいは安定ヨウ素剤を飲む必要がない」と県が考えられているからだと思いますが、この根拠はなんですか。

(答)

- 県では、「30キロ圏外ではプルームが飛来しても甲状腺がんは発症しないあるいは安定ヨウ素剤を飲む必要はない」とは考えていません。
- 原子力災害対策指針では、30キロ圏外でのプルーム通過時の防護措置として、原子力発電施設の状況等を踏まえて、放射線物質が到達する前に屋内退避を実施することとなっており、予防的な緊急防護措置が取られることになっています。
- また、UPZ圏内と同様、プルーム通過後に、OILの基準に基づく避難が必要となった場合には、原子力規制委員会の判断により、避難指示が出さ

れた地区に、併せてヨウ素剤の配布・服用の指示が出されることは考えられます。

5. 避難計画について

(7) 安定ヨウ素剤の配布

D 県民の甲状腺がん発症を防ぐために、全県民に事前に配布する必要がありますか。

(答)

- 安定ヨウ素剤は、通常は医師の診断のもと治療等に必要な方にのみ使われる副作用もある医療用の薬品であり、また、原子力災害という非常に限定された事態においてのみ使用するものであることを考えると、平常時には、公的機関で管理し、原子力災害時の真に必要な場面で、住民に配布し、服用してもらうことが望ましいと考えています。
- そのため、県としては、5キロ圏内を除いては、事前配布を行うのではなく、原子力災害発生時に確実に配布できるような体制を充実させ、また、安全に服用していただけるよう、周知、啓発を進めていく必要があると考えています。

5. 避難計画について

(8) 人の除染の問題

A スクリーニング場所で除染出来ない場合は、「除染が行える機関」に移動するとありますが、これはどこですか。

(答)

- 被ばく医療機関である好生館や高度被ばく医療センターである長崎大学に搬送し、必要に応じて除染や検査を行うこととなります。

5. 避難計画について

(8) 人の除染の問題

B 早急に除染ができる体制ですか。

(答)

- 被ばく医療機関や高度被ばく医療センターでは、原子力災害時を想定して、汚染患者への対応等について訓練や研修等を実施しており、原子力災害時には迅速に対応できる体制がとられます。

5. 避難計画について

(9) 30キロ圏外の対策

A 回答では「30キロ圏外において避難が必要となった場合においても、一定期間の間に県が避難先を確保」することですが、事故時には混乱は避けられず避難先等の周知徹底は難しくなります。したがって30キロ圏外もあらかじめ「一次避難所」を指定しておくべきではありませんか。安定ヨウ素剤の事前配布も5（7）で述べたとおりです。

30キロ圏外に位置する飯舘村は、今も全村避難が続くほど汚染されているのを忘れてはならないと思います。

(答)

- 前回の回答や、5（3）Bのご質問でもお答えしたとおり、万が一の原子力災害時に、30キロ圏外において避難が必要となった場合には、空間線量が毎時20マイクロシーベルトを超えた地域であれば1週間以内など、一定期間の間に県が避難先を確保し、避難を実施することとしています。
- 住民等への避難指示や避難先の周知についても、こうした一定期間内に、各市町がそれぞれ実施されます。
- また、30キロ圏で避難計画を定めている考え方についても、前回ご回答したとおりです。
- このため、30キロ圏外の避難のため、あらかじめ避難所を指定しておくことまでは考えていません。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、5の（7）で回答のとおり、5キロ圏内に限定して実施することとしています。

(参考：前回の回答)

【質問】避難計画を作成して避難先を確保し、ヨウ素剤を事前に配布するようにしてください。

(答)

- 福島第一原子力発電所における事故では、初期の対応として、20キロ圏に一斉避難、20～30キロ圏に屋内退避の指示が出されましたが、国の原子力災害対策指針では、こうした状況を踏まえつつ、国際基準で定められている範囲の最大値を採用し、地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を策定することとされている範囲は、概ね半径30キロ圏とされています。
- 福島の状態を考慮したこのような考え方を踏まえ、佐賀県においても30キロ圏で地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を定めています。
- 一方、30キロ圏の外においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、30キロ圏内と同様に避難等の防護措置を実施することとしています。
- また、福島の実例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を、避難先として活用可能です。

- 以上のことから、万が一の原子力災害時に、30キロ圏外において避難が必要となった場合においても、こうした考え方に基づいて一定期間（空間線量が毎時20マイクロシーベルトを超えた地域であれば1週間以内など）の間に県が避難先を確保し、避難を実施することとしています。
- 安定ヨウ素剤については、(7)で回答しているとおり、5キロ圏外については、事前配布は行いません。

5. 避難計画について

(9) 30キロ圏外の対策

B 前記の「一定期間」は1週間以内とされていますが、その基準とされる毎時20マイクロシーベルトが7日続けば、積算線量は3.36ミリシーベルトとなり、一般人の年間許容量1ミリシーベルトを超えます。当然甲状腺線量も相当な値になると考えられます。将来の健康に問題はありますか。

またこの期間の屋内退避となると、物流は途絶え水道水が汚染される可能性があるため、飲用水や食料、薬、粉ミルク、マスク、紙おむつなどの生活用品を各家庭で「1週間分程度の備蓄」を呼びかける必要はありませんか。

(答)

- 公衆被ばくの線量限度である追加の年間1ミリシーベルトは、線源を導入・運用する者に対して厳格な管理を求める趣旨から、公衆への被ばく線量を可能な範囲で最大限低減させるために採用されているもので、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではありません。
- また、毎時20マイクロシーベルトの地域で、24時間、7日間屋外で過ごせば積算線量は3.36ミリシーベルトになりますが、空間放射線量が毎時20マイクロシーベルトあるような場合は、できる限り屋内に退避し、不要不急な外出は控え、できる限り被ばくしないようにする必要があります。
- 各家庭での備蓄については、県地域防災計画にも「家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。」と明記しており、原子力災害対策に限らず、災害全般への対策として各家庭で取り組んでいただきたいと考えているため、県としても、機会を捉えて、こうしたことについて周知を図っています。
- また、実際の災害時に食料や水等が不足する状況があれば、防災関係機関と連携し、各地域へ物資搬送を行います。

5. 避難計画について

(10) 長期避難の基準

A 避難指示の解除は「国において慎重に判断されることとなります」という回答ですが、国は年間被ばく線量が「20ミリシーベルト以下に下がった地域」は避難指示を解除しようとしています。しかし、世界中で20ミリシー

ベルトに近い高線量の地域で合法的に暮らしている人たちはいません。チェルノブイリ事故の汚染地域では、5ミリシーベルトを超えるところは居住が禁止されています（義務的移住ゾーン）。「慎重に判断」とされていますが、20ミリシーベルトに近い高線量で住み続けても「将来的に健康被害はない」とする根拠や証拠があれば示してください。

B 事故が起こって放射能汚染された場合、帰還するには原状回復が必要と思われませんが、何ミリシーベルトまで除染されるか決まっていますか。その数値を教えてください。

(答)

○ 前回ご回答したとおり、国の原子力災害対策指針では、各種防護措置の解除について、以下の考え方を示されており、これに基づく判断は、実際の災害の状況を踏まえたものとなります。

「各種の防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とすることが適切である。

ただし、各種の防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることから、関連する地方公共団体との協議を行い、慎重な判断を行うことが必要である。また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じなければならない。」

○ 福島第一原発の事故においてどのような考え方で避難指示を解除されるかについては、国や関係自治体等において検討されるものであり、その根拠については県がコメントする立場にはありません。

○ なお、福島第一原発の事故について、平成27年8月7日に国の原子力災害対策本部が、檜葉町に設定された避難指示解除準備区域の解除を決定した際には、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定）に基づいたとされています。ここでは、以下のような考え方が示されています。

- ・ 現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。

同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。

- ・ 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、

住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

解除に当たっては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせず、関係するそれぞれの市町村が最も適当と考える時期に、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能とする。

○ 除染については、国の指針では、「国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、除染措置を講じる必要がある。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。」との考え方を示されており、万が一原子力災害が発生し、地域が放射性物質の影響を受けた場合は、このような考え方で実施されることとなります。

○ 福島第一原発の事故への対応では、平成23年11月11日に国が定めた「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針」において、以下の方針を示されています。

- ・ 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す
- ・ 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指す。

ア 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下

イ 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現する。

ウ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現する。

5. 避難計画について

(10) 長期避難の基準

C 避難者に対する生活の保障の要望に対して、保障ではなく「支援」という回答でした。では十分な損害賠償がなされますか。事故が起こった場合の損害賠償の基準をできるだけ詳しく示してください。

(答)

○ 万が一原子力発電所で事故が起こり、損害が生じた場合には、「原子力損害の賠償に関する法律」第3条において、被害者に対して原子力事業者がその損害を賠償することとされています。

○ また、同法第16条により、賠償額が、事業者が事前に準備を義務付けられている額を超えるような場合には、国が原子力事業者に必要な援助を行う

こととされ、これによって被害者救済に遺漏がないよう措置されています。

- 賠償の内容については、同法に基づく手続により、当事者間で定められますが、紛争が生じた場合は、同法第18条に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会において、和解の仲介や、原子力損害の範囲の判定の指針など、当事者の自主的な解決に資する一般的な指針を策定されることとなっています。

5. 避難計画について

(11) 佐賀県の避難計画の検証について

- A 「地域原子力防災協議会」で計画が具体的かつ合理的なものであることの確認を行うこととされている」との回答ですが、実際にどのように確認が行われているのかを具体的に示してください。また、上記協議会も防災に関わる行政システムの一環であり、第三者委員会による検証というのは、国や県から独立した検証が必要という考えにもとづくものです。

佐賀県がこのような考えを採用しない理由をお答えください。

ちなみに、11月8、9日に行われた伊方原発防災訓練の際、愛媛県の中村知事は県の避難計画が実行可能かについて第三者に検証してもらおうと発言されています。

(答)

- 地域原子力防災協議会は、自治体の地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、国が原子力発電所の所在する地域毎に設置したものです。
- 協議会の活動の一環として、以下のことが国から示されています。
 - ・ 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - ・ 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。
- 玄海地域においては、国と佐賀、福岡、長崎の3県が参加して協議会が設置されており、今後、玄海地域における原子力災害対策について、上記のような観点で協議会における確認等が行われることとなります。
- なお、前回ご回答したとおり、県の地域防災計画は、原子力規制委員会において、放射線防護や被ばく医療などの分野の専門家による検討を重ねて定められた原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものですし、県だけではな

く、実際に災害対策に当たることとなる防災関係機関に参加していただいた佐賀県防災会議において定めたものです。

- このようなことから、これらの取組とは別に、第3者委員会を設置することは考えていない旨、お答えしたところです。

5. 避難計画について

(11) 佐賀県の避難計画の検証について

B 関連して、県のホームページによると、県内には土砂災害のおそれがある場所が約1万か所もあるそうですが、避難の基幹道に出るまでの細い道に土砂崩れ等の問題はありますか。

(答)

- 土砂崩れも含めて、自然災害や事故などにより、予定している避難経路が使用できない場合は、通行の支障となるものの除去や復旧を行うとともに、避難住民を別の道路へ誘導することとしています。
- また、こうした対応では避難が難しい方については、安全に避難ができるようになるまで屋内に退避していただくとともに、自衛隊等に支援を要請するなど、副次的な手段も最大限活用して避難を実施することとなります。

5. 避難計画について

(11) 佐賀県の避難計画の検証について

C 実際に避難が出来るかどうかは県民の命に関わる可能性があります。避難計画の実効性が第三者機関で確認されなくても、再稼働に同意されるのですか。

(答)

- 原子力発電所は、規制基準が求める安全性が確認されることが前提であり、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 一方で、避難を含む原子力災害対策については、これまでもお答えしてきたように、県地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、基本となる計画は策定済みであり、原子力災害が発生した場合、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた対策をとることとなります。
- 実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応が重要と考えています。
- 災害対策はこれで終わりということではなく、より良い地域防災計画や避難計画となるよう不断に見直していきます。

6. 使用済み燃料の問題について

A 回答の高レベル放射性廃棄物の最終処分場問題に確実に取り組む必要性は「再稼働するかしないかに関わらず」（13ページ下から2行目）あるから再稼働しても問題はないとするのではなく、核のゴミを増やさないためには、「国が責任を持って確実に取り組むまで県知事の再稼働を認めない姿勢」を堅持することが必要ではありませんか。

「知事の再稼働を認めない姿勢」がなければ、最終処分の問題はさらに困難になり、ただ核のゴミが地元玄海町で増え続け、将来の世代に危険を押し付けることとなります。

(答)

- 国は、エネルギー基本計画において、「廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、高レベル放射性廃棄物の問題の解決に向け、国が前面に立って取り組む」とされています。
- また、林経済産業大臣は、平成27年10月7日の記者会見において、「最終処分の問題は、これは再稼働の有無にかかわらず、廃棄物が存在する以上、我々の世代で解決に向けて取り組んでいく必要がある」と発言されています。
- 県としては、高レベル放射性廃棄物の最終処分も含め、原子力政策については国の責任というものをしっかりと果たしていただくということがとても大事だと思っており、国において、実現に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

6. 使用済み燃料の問題について

B 九州電力は、使用済み燃料を保管する乾式貯蔵施設を玄海原発敷地内に建設することを検討していますが、福井県は県外立地を要求しています（11月21日福井新聞）。県内に高レベルの放射性物質を保管しなければならない理由は佐賀県にもないと思われるので、県外立地を要求する必要はありませんか。

(答)

- 九州電力からは、乾式貯蔵については現在検討中であり、玄海原子力発電所において乾式貯蔵を行うかどうかは決まっていないと聞いています。
- いずれにしても、使用済み燃料の短期的及び長期的な貯蔵や処分のあり方を含めて、我が国のエネルギー政策は、国が責任を持って進めていくべきことであり、国の責任というものをしっかりと果たしていただきたいと思います。

6. 使用済み燃料の問題について

C 九電は乾式貯蔵もリラッキングも両方行くと記者会見で述べていますのでプールの貯蔵量は減らず、むしろ増える（冷却できなくなると使用済み燃料が溶融する危険性がより大きくなる）のではないのでしょうか。

(答)

- 玄海3号機のリラッキングについては、国の審査が中断されており、県としては今後の状況を注視していくこととしています。

7. 佐賀県国民保護計画武力攻撃原子力災害について

A 「仮に玄海原発がミサイル攻撃を受けるような事態になった時は国民保護法に基づき対処する」という回答ですが、このような事態が想定されるのであれば、少なくとも、攻撃による放射能拡散の被害を防ぐために、原子炉を稼働させないこと、使用済み燃料を乾式キャスクに移して分散して地下等に厳重に保管すること、原発を頑丈な屋根で覆うことなどが必要ではありませんか。

(答)

- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- なお、そもそも我が国がミサイルで攻撃を受けるような事態になるということ自体、万が一にもあってはならないことであり、そういう事態にならないよう、国の責任において対処すべき問題であると考えています。

7. 佐賀県国民保護計画武力攻撃原子力災害について

B 原発にもテロ対策が必要と思われます。規制委員会は11月13日、対策に必要な特定重大事故対処施設やフィルター付きベント設備の設置期限をさらに先延ばし（工事計画の認可を得てから5年以内）していますが、このような状況で再稼働するのは、危険ではありませんか。

(答)

- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- この審査において、テロ対策についても審査されますので、県としては玄海原子力発電所3、4号機の審査状況について注視しているところです。

8. タウンミーティングについて

A 知事は就任記者会見で「再稼働に関して県民の意見を聞く方法はこれから考えるが、私自ら説明したい」と発言されています。ぜひ、タウンミーティングを開いて知事自ら県民に説明してください。

ちなみに、京都府の山田知事は「住民に国や関電の説明を聞いて頂く段階になった」と8月に発言し、住民説明会が開かれています（11月21日朝日デジタル）。佐賀県でも県民が広く参加できる住民説明会を開催してください。

(答)

- 国は、原子力発電所の再稼働について、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、住民への理解活動の方法も含め、各地域と相談しながら、具体的な対応を考えていくとされています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会の審査がいつ終了するのか見通せない状況であり、審査後の手続きに係る対応については、審査が進んだ段階で、国の考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

9. 川内原発の重大事故による有明海汚染の可能性について

A 福島原発事故後、佐賀県は国と事業者に対して安全性向上の取り組みを「厳しく求め続けている」との回答ですが、「厳しく求め続けている」取組の中身を具体的に示してください。

(答)

- 国に対しては、佐賀県からの政策提案書や、全国の立地道県で構成される原子力発電関係団体協議会からの要請書において、例えば、「安全対策の実施主体である事業者が、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、さらに安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を促すとともに、国の指導・監督を強化すること。」などを求めています。
- また、九州電力に対しては、常日頃からさまざまな安全対策や計画の内容について確認をする中で、仮に安全性を損なうようなことが考えられる場合にはその計画は認められない、との県の考えを繰り返し伝えており、安全性の向上を求め続けています。